

第 6 章 災 害 復 旧

防災関係機関は、被災した公共施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため必要な施設の新設及び改良等の措置を講じ、早期復旧を図るものとする。

第 1 節 災害復旧事業実施体制

国は、国の所管に係る公共土木施設について災害復旧事業を実施し、その他の公共土木施設災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては茨城県並びに鹿嶋市及び神栖市が行う。なお、通信・電力施設の復旧については各関係公共機関が実施する。

第 2 節 公共施設別災害復旧対策

第 1 道路等

関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城県潮来土木事務所並びに鹿嶋市及び神栖市は、所管に係る道路、橋りょう等で特別防災区域に係る災害復旧及び産業活動等に重大な影響を及ぼす路線については、速やかに応急工事を施工し、道路機能の早期回復を図るとともに本工事の実施を推進する。

第 2 港湾施設

関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所、鹿島海上保安署及び茨城県鹿島港湾事務所は、所管に係る港湾施設が被災しその機能を失った場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

第 3 下水道施設

茨城県鹿島下水道事務所は、下水道施設が被災し特別防災区域に係る災害復旧及び産業活動等に重大な影響を及ぼす場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

第 4 上水道及び工業用水道施設

茨城県企業局鹿行水道事務所及び鱒川浄水場は、県営の上水道及び工業用水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

第 5 公害監視施設

茨城県は、所管する公害監視施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

第 6 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社は、災害応急対策及びプラントの保安電力確保のため応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

第7 通信施設

東日本電信電話(株)茨城支店は、通信途絶の解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況並びにそれらの重要度を勘案のうえ応急復旧を行うとともに本工事の実施を推進する。

第8 その他の公共施設

災害復旧の実施責任者は、国民生活及び産業活動に重大な影響を及ぼすその他の公共施設についても、総力をあげて復旧にあたる。

茨城県石油コンビナート等防災計画

作 成 令和6年3月

編集発行 茨城県石油コンビナート等防災本部

(事務局：茨城県防災・危機管理部消防安全課)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2896

FAX 029-301-2887

Email shobo@pref.ibaraki.lg.jp
